

平成 26 年版

人権教育・啓発白書



平成 26 年版

人権教育・啓発白書

平成 25 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

表紙「世界人権宣言啓発書画・第12条」

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間贊歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

「ねずみとかみ跡」

屋根のかみ跡は、「人格に対する攻撃」を表わしたもの

人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

谷垣禎一



文部科学大臣

下村博文

今日、いじめや体罰、児童虐待といった子供に関する人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等が問題とされるなど、我が国の人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

また、我が国に入国する外国人は増加傾向にあり、平成25年には約1,125万人と過去最高となっています。こうした中、昨年度は、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆるヘイトスピーチであるとして取り上げられるなど、外国人への差別意識を生じさせることにつながりかねない事案が社会的な関心を集めた一年でもありました。

このような状況の中、私たち一人一人が、改めて人権についての理解と知識を深め、人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現に向けて歩み続けることの重要性を認識する必要があります。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月1日一部変更)に基づき、国民が、人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、人権教育及び人権啓発に関する施策に取り組んできました。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成25年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにしていただければ幸いです。

平成26年6月

目 次

はじめに

| | |
|--|----|
| 第1章 平成25年度に講じた人権教育・啓発に関する施策 | 1 |
| 第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組 | 2 |
| ① 人権教育 | 2 |
| ② 人権啓発 | 4 |
| 第2節 人権課題に対する取組 | 12 |
| ① 女性 | 12 |
| ② 子ども | 17 |
| ③ 高齢者 | 25 |
| ④ 障害のある人 | 27 |
| ⑤ 同和問題 | 33 |
| ⑥ アイヌの人々 | 36 |
| ⑦ 外国人 | 38 |
| ⑧ HIV感染者・ハンセン病患者等 | 40 |
| ⑨ 刑を終えて出所した人 | 43 |
| ⑩ 犯罪被害者等 | 44 |
| ⑪ インターネットによる人権侵害 | 46 |
| ⑫ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | 48 |
| ⑬ その他の人権課題 | 51 |
| 第3節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 | 56 |
| ① 研修 | 56 |
| ② 国の他の機関との協力 | 60 |
| 第4節 総合的かつ効果的な推進体制等 | 61 |
| ① 実施主体の強化及び周知度の向上 | 61 |
| ② 実施主体間の連携 | 62 |
| ③ 担当者の育成 | 63 |
| ④ 人権教育啓発推進センターの充実 | 64 |
| ⑤ マスメディアの活用等 | 65 |

| | | |
|-----|---------------|----|
| ◆ 6 | インターネットの活用 | 70 |
| ◆ 7 | 交通機関の活用 | 73 |
| ◆ 8 | 民間のアイディアの活用 | 73 |
| ◆ 9 | 国民の積極的参加意識の醸成 | 73 |

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進 75

はじめに

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なものです。豊かで成熟した社会を実現するためには、一人一人の人権が尊重されることが極めて重要となる。しかし、我が国では様々な人権問題が生じており、「人権」が守られていない状況が存在している実情にある。

平成25年度における我が国の「人権」に関する状況を振り返ると、いじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題が依然として生じていることに加え、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆるヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めた一年であった。

法務省の人権擁護機関においては、あらゆる人権侵害について、その予防・救済のため、人権相談・人権侵犯事件の調査救済活動を行っているところ、平成25年（暦年）に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は2万2,437件であり、対前年比で493件（2.2%）減少したものの、①インターネット上の人権侵害情報に係る事件数、②教育職員による体罰に関する事件数及び③学校におけるいじめに関する事件数がいずれも過去最高となるなど、我が国では様々な人権問題がいまだ多く生起している現状にあることがうかがえる。

また、平成25年度は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の成立、「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）の批准等、人権問題の改善に資する施策の制度的な枠組みが整えられた一年でもあった。

このような中、政府においては、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進することが必要であるとの観点から、府省庁間の連携を図りながら、その取組を進めている。学校教育においては、人権教育や道徳教育の一層の充実等、人権尊重意識を高める取組を行い、社会教育においては、地域が抱える課題解決に役立つ「仕組みづくり」の推進等により、地域の社会教育における人権教育の取組を支援している。

また、人権啓発においては、法務省の人権擁護機関が、他の関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、人権について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害のない社会の実現を図るため、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

本書は、平成25年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

第1章



平成25年度に講じた
人権教育・啓発に関する施策



第

1

節

人権一般の普遍的な視点からの取組



1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、人権教育に関する事業等の実践・成果を踏まえ、学校における人権教育に関する指導方法の在り方等について調査研究を行う「人権教育に関する指導方法等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

「人権教育に関する指導方法等に関する調査研究」においては、平成15年度以降、学校における人権教育の指導方法等の在り方について調査研究会議を開催して検討を行い、平成16年6月には「第1次とりまとめ」、平成18年1月には「第2次とりまとめ」、平成20年3月には「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省においては、この「第3次とりまとめ」を全国の国公私立学校や教育委員会等に配布するなど調査研究の成果普及に努めている。

そして、平成24年度には、各教育委員会・学校におけるそれまでの三次にわたる「とりまとめ」の取組状況に関する調査を実施し、平成25年10月にその結果を公表した。

その調査結果からは、各教育委員会・学校における人権教育の取組については、平成20年度に実施した前回調査同様、おおむねその定着が図られており、また、一部の教育委員会においては積極的かつ継続的に人権教育の取組を推進しているが、前回の結果と比べて、大きな進展が見られるという状況にまでは至っていないとの分析が示されるなど、人権教育の充実を進めるに当たって、改善を図るべき課題が存在することも明らかとなった。

文部科学省では、更に人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行っている（平成23年度版は64事例、平成24年度版は61事例、平成25年度版は57事

例)。

また、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。)等について周知を図っている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、道徳教育の一層の充実を図るため、「心のノート」の全国の小・中学生への配布を再開した。

また、教育再生実行会議の第一次提言を踏まえ、「道徳教育の充実に関する懇談会」を開催し、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方等について検討いただき、道徳の時間を「特別の教科

道徳」(仮称)として位置づけること等が適当である旨の報告が提出された。この報告を受けて、平成26年2月17日に道徳に係る教育課程の改善等について中央教育審議会に諮問を行うとともに、「心のノート」を全面改訂し名称を「私たちの道徳」として同年4月から全国の小・中学校において使用することとなった。加えて、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、自治体による多様な事業への支援を行っている。

さらに、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるよう、その実践の成果の普及に努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教員の資質向上等

教員の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する採用後1年間の初任者研修や在職期間が原則として10年に達した者に対する10年経験者研修では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開している。

文部科学省では、地域におけるきずなづくりや地域コミュニティの再生のため、人権

等に関わる地域の様々な現代的課題について、公民館等を中心に様々な主体が連携・協働して解決を図る取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施した。

また、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会を提供した。

さらに、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修により、指導者の育成及び資質の向上を図っている。



2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として、法務省の人権擁護機関^(注)がある。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。

(注)「法務省の人権擁護機関」

法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体を法務省の人権擁護機関という。

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 平成25年度啓発活動重点目標

その時々の社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に

啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて啓発活動を展開している。

平成25年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀～考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、全ての人々が相互に共生し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開した。

平成25年度においては、関係機関の協力の下、啓発活動重点目標を始め、次の17の項目を強調事項として掲げた。法務省の人権擁護機関は、これらの重点目標を踏まえながら、全国各地において、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、人権相談所の開設等を行ったほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した集中的な啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者を大切にする心を育てよう
- ④ 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ⑤ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ⑮ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

イ 第65回人権週間

毎年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高



ポスター「平成25年度啓発活動重点目標」

揚を呼び掛ける大規模な啓発活動を展開している。

ウ 人権擁護委員の日

「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、広く国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

平成25年度においても、全国各地で、街頭での啓発活動を行ったり、人権擁護委員等が各地域のテレビ番組に出演し、人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度の広報に努めた。

また、6月1日を中心に全国2,590か所において、全国一斉に「人権擁護委員の日」特設の人権相談所^(注)を開設した。

(注)「特設の人権相談所」は、法務局長又は地方法務局長と人権擁護委員協議会長が、協議の上日時及び場所を定めて開設する相談所をいい、土、日、祝日に法務局・地方法務局及びその支局で開設するものや、デパート、公民館、福祉施設等で開設するものがある。

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

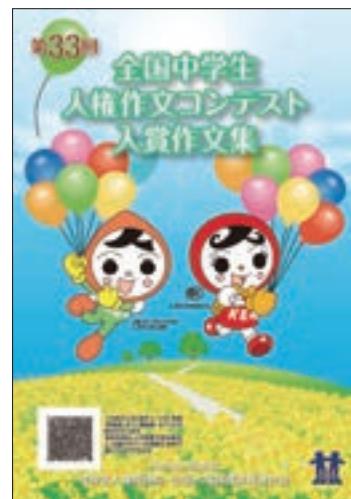
33回目を迎えた平成25年度は、6,930校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験を基に、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた94万



ポスター「人権擁護委員制度」



第33回全国中学生人権作文コンテスト



第33回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

1,146編という過去最高となる多数の作文の応募があり、多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。中央大会では、次の各大臣賞のほか94編を表彰した。

内閣総理大臣賞 宮城県・吉川黎明中学校3年 大沼逸美さん

「それでも僕は桃を買う」

法務大臣賞 広島県・学校法人盈進学園盈進中学校1年 後藤泉稀さん

NO！と言える強い心をもつ～ハンセン病問題から学んだこと～

文部科学大臣賞 兵庫県・姫路市立広畠中学校3年 青石奈那香さん

障害者だって、幸せだ

なお、内閣総理大臣賞等の主な入賞作品については、「第33回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。また、法務局・地方法務局において、人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作品の内容を周知した。

さらに、平成25年度においては、最近の全国中学生人権作文コンテスト入賞作品3作品を原作とする人権啓発ビデオ「わたしたちの声 3人の物語～『全国中学生人権作文コンテスト』入賞作品をもとに～」を作成し、法務局・地方法務局等において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルに配信している。

才 人権教室

人権教室は、子どもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記(3)イ(ウ)の(注)参照）における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

平成25年度は、小学校のほか、中学校、幼稚園、保育所において、1万6,163回、65万493人を対象に広範囲に行われ、実施回数及び参加者数のいずれもが過去最高となった。

| 人権教室実施状況 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施回数 | 12,493 | 12,595 | 13,123 | 15,863 | 16,163 |
| 参加者数 | 472,552 | 453,435 | 506,802 | 630,879 | 650,493 |

(法務省人権擁護局の資料による)



人権教室

力 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会長が表彰を行っている。

平成25年度の受賞者は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|----------------------|
| 法務大臣表彰状 | 株式会社山陰中央新報社（島根県松江市） |
| 全国人権擁護委員連合会長表彰状 | 株式会社サンフレッヂ広島（広島市） |
| | 株式会社福島民報社（福島市） |
| | 福島民友新聞株式会社（福島市） |
| 法務大臣感謝状 | 株式会社西日本新聞社（福岡市） |
| | 株式会社沖縄タイムス社（沖縄県那覇市） |
| | 株式会社琉球新報社（沖縄県那覇市） |
| | 一般社団法人北海道バス協会（札幌市） |
| 全国人権擁護委員連合会長感謝状 | 市川エフエム放送株式会社（千葉県市川市） |

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動（人権啓発活動中央委託事業）

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

(イ) 平成25年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

① 人権啓発教材の作成

- ・「ぼくのきもち　きみのきもち」（小学校低学年の児童を対象とした、いじめ問題をテーマにした紙芝居）

- ・「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」（中高生を対象とした、インターネットの利用やモラル、マナー等をテーマにしたテキスト）
- ② 人権啓発ビデオの制作
 - ・「わたしたちの声 3人の物語～『全国中学生人権作文コンテスト』入賞作品をもとに～」（全国中学生人権作文コンテスト入賞作品を映像化し、人権尊重思想の普及高揚及び啓発効果の更なる向上及び同コンテストの周知を目的としたDVD）
 - ・「この街で暮したい～外国人の人権を考える～」（平成14年度に製作した人権啓発ビデオのDVD化）
- ③ 人権シンポジウムの開催
 - ・平成25年8月31日（土）宮城県石巻市
テーマ「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」
 - ・平成25年10月20日（日）東京都港区
テーマ「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」
 - ・平成26年1月11日（土）神戸市
テーマ「震災と人権～阪神・淡路大震災から『心の復興』を学ぶ～」
 - ・平成26年1月26日（日）長崎市
テーマ「子どもと人権～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～」
- ④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（3回）
- ⑤ 「人権週間」を中心に、年間を通じて人権啓発活動の意義を周知するため、全国規模での広報を実施
- ⑥ 人権ライブラリー（ホームページ<http://www.jinken-library.jp/>）の運営等
- ⑦ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（2回）
- ⑧ 平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査

イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

(ア) 人権啓発活動地方委託事業

都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い啓発活動の実施を委託する事業である。

(イ) 平成25年度に行った委託事業

講演会、研修会、資料作成、スポットCM、インターネットバナー広告、新聞廣告、地域総合情報誌廣告掲載、地域人権啓発活動活性化事業等を実施した（詳細は、http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00011.html）。

(ウ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村、公益法人等、人権啓発活動を実施

する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携の下に実施される人権啓発活動地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。同事業として、住民に親しみやすく、かつ、参加しやすい要素を取り入れながら、人権の花運動^(注)、Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動、ラッピングバスの運行等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

(注) 人権の花運動は、児童が協力して花の種子、球根等を育てるこことによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として実施している。

この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、鑑賞会を開催することにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

平成25年度は、小学校3,307校のほか、538の中学校・幼稚園・保育所等において52万6,129人を対象に広範囲に行われた。

| 人権の花運動実施状況 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 参加学校（団体）数 | 3,397 | 3,574 | 3,661 | 3,844 | 3,845 |
| 参加者数 | 529,427 | 498,983 | 513,878 | 518,530 | 526,129 |

(法務省人権擁護局の資料による)



人権の花運動

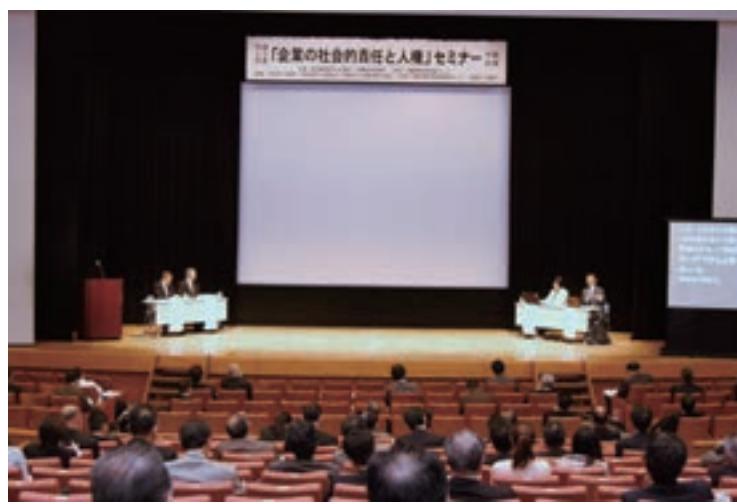
(4) 小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動

経済産業省では、産業界・経済界向けに、平成25年度は、企業の社会的責任の観点から、企業活動における様々な人権問題等に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し、経済界の役職員等の人権意識の涵養^{かんよう}を図った(開催回数：74回、総参加人数：9,725人)。

また、併せて、企業の社会的責任や情報モラルに係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを経済団体や企業等に配布した。



パンフレット「平成24年度『企業の社会的責任と人権』セミナー概要」



平成25年度「企業の社会的責任と人権」セミナー

(5) 国際協力

外務省は、国際法学会と共に、平成25年8月、東京都千代田区において、人権・人道分野の国際法に関する一般的な知識の普及、理解の促進等、人権意識の向上を図る目的で、「国際ジャーナリストの死に関する事件」をテーマにした国際法模擬裁判「2013年アジア・カップ」を開催し、フィリピンチームが優勝した。

第

2

節

人権課題に対する取組



1 女性

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力の問題も近年多く発生している。

日本が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が施行され、同法に基づき平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年12月の基本計画（第2次）を経て、平成22年12月に第3次基本計画が策定された。女性に対する暴力等への取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行されて以降、3次にわたり改正がされ、平成25年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用を内容とする改正が行われ、平成26年1月に施行されている。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、次のとおりである。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 女性に対する暴行・虐待 | 3,082 | 2,845 | 2,973 | 2,832 | 2,408 |

(法務省人権擁護局の資料による)

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、平成21年8月の女子に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解への対応に係る政府の取組状況等について、男女共同参画会議監視専門調査会において監視を実施し、その結果を意見として取りまとめた。また、監視専門調査会において、男女共同参画に関する施策についての苦情等の処理状況の調査・検討を行った。さらに、「苦情処理ガイドブック」を改訂し、関係機関等に配布するとともに、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県、政令指定都市担当者（合計96人）を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施した（詳細は、「男女共同参画白書」に記載）。

そのほか、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト（Facebook）等を活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。平成25年度は、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

ウ 厚生労働省では、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的な取組）の推進を図るため、6月の「男女雇用機会均等月間」を始め、あらゆる機会を捉えて広報・啓発活動を実施した（本項(5)参照）。

エ 経済産業省では、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定し、平成26年3月に26社を発表した。また、女性を始めとした、多様な人材の能力を最大限發揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として選定し、同月に46社（大企業25社、中小企業21社）を表彰した。上記の取組を通じて、女性の活用に積極的な企業の裾野を広げるための広報・啓発活動を推進している。

(2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針等の広報に努めている。

平成25年度は、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「女子差別撤廃条約実施状況第7・8回報告書について聞く会」等を開催した。また、平成25年9月に開催された「APEC女性と経済フォーラム」や平成26年3月に開催された「第58回国連婦人の地位委員会」等の国際会議の概要について、同ホームページへの掲載等を行った。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>)に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

また、ドメスティック・バイオレンス防止をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ ドメスティック・バイオレンス」や「デートDVって何? ~対等な関係を築くために~」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルに配信している。

さらに、セクシュアル・ハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」をYouTube法務省チャンネルに配信している。

(4) 男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性等についての指導が充実されるよう、新学習指導要領の一層の周知・徹底を行った。

また、女性が結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れて、自らの人生設計を行えるよう、ホームページで女性のライフプランニング支援に関する情報提供を行うとともに、働き方や子育てへの参画等について多様な選択を学ぶ機会となるよう学生を対象としたワークショップを行った。

独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成を目指し、女性教育指導者等や企業・大学等における男女共同参画担当者等に対する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

(5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を

尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。なお、平成25年12月に改正男女雇用機会均等法施行規則・セクハラ指針等を公布し、平成26年7月から施行予定であることから、改正内容について周知徹底を図っている。

また、実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指すための企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）が不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図った。具体的には、ポジティブ・アクションの取組やポジティブ・アクション情報ポータルサイトを活用した女性の活躍状況の情報開示についての個別の企業に対する働きかけを実施するとともに、ポジティブ・アクションに積極的に取り組む企業に対する中小企業両立支援助成金の支給額加算の実施、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営者団体等と連携した「女性の活躍推進協議会」の開催等を実施した。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げるものであるため、事業主に対してセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置をとるよう指導を行った。

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、農業就業人口の約半数を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農林水産省としても意識啓発に努めており、関係団体による積極的な取組を促した。この結果、農業委員会において、女性農業委員の割合が6.3%（前年6.1%）（全国農業会議所調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が6.0%（前年度5.1%）（JA全国農業協同組合中央会調べ）に上昇した。

また、農業経営において女性の活躍を更に促進するため、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める「人・農地プラン」の策定に当たり、市町村による検討会のメンバーに女性がおおむね3割以上参画することを要件とした。

さらに、農山漁村女性の役割を正しく理解・評価し、女性の能力の一層の活用を促進するために制定した「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）にちなんで開催された「第27回農山漁村女性の日記念の集い」（平成26年3月6日開催）には、全国から約600人が参加し、優良活動表彰を行うなど、男女共同参画に関する気運の醸成に努めた。



第27回農山漁村女性の日記念の集い

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、配偶者暴力防止法等に基づき、関係府省庁、地方公共団体等は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

ア 内閣府では、性犯罪被害者が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施した。

また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（相談員及び相談員を管理する立場の職員）を対象としたワークショップを行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域において関係者が連携した事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図った。

そのほか、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を案内する「DV相談ナビ」（ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通））を実施している。

平成25年度は、「女性に対する暴力をなくす運動」において、啓発用ポスター及びリーフレットの作成や、内閣総理大臣を始め全閣僚が運動のシンボルであるパープルリボンを着用するなどの取組のほか、パープルリボンにちなんで、東京タワー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼び掛けた。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、予防啓発教材等を用いて効果的に若年層の指導を行うため、指導者研修を開催した。平成25年度は、若年層向けの研修も実施した。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 | 68,196 | 72,792 | 77,334 | 82,099 | 89,490 |

(内閣府の資料による)

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル0570-070-810(全国共通))を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

平成25年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の平成25年11月18日から24日までの1週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 女性の人権ホットライン相談件数 | 23,426 | 23,289 | 22,008 | 21,720 | 21,119 |

(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター
「女性の人権ホットライン強化週間」

ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」

DV相談ナビカード（裏面）

2 子ども

日本が締約国となっている児童の権利条約では、締約国は、適當かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は5万5,836件、いじめの認知件数は19万8,109件と依然として憂慮すべき状況が見られ、教育上の大規模な問題である。

課題となっている。

また、平成25年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、724人（対前年比141.7%増）であった。内訳としては、小学生88人（12.2%）、中学生527人（72.8%）、高校生109人（15.1%）となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、平成25年には、学校におけるいじめ事案が4,034件（対前年比1.2%増）、教育職員による体罰に関する事案が887件（同139.7%増）、児童に対する暴行・虐待事案が911件（同4.4%増）と増加しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校におけるいじめ | 1,787 | 2,714 | 3,306 | 3,988 | 4,034 |
| 教育職員による体罰 | 268 | 337 | 279 | 370 | 887 |
| 児童に対する暴行・虐待 | 725 | 771 | 865 | 873 | 911 |

（法務省人権擁護局の資料による）

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

（1）子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を年間強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な取組を実施している。人権擁護委員を中心となって、学校における総合的な学習の時間等を利用し、子どもたちが「いじめ」について考える機会をつくる「人権教室」、「人権の花運動」を実施するほか、「Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動」を実施するなど、1年を通して各種啓発活動を実施している。

また、児童虐待防止をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルに配信している。

さらに、「子どもの人権SOSミニレター」の周知を図る目的で、腹話術師のいっこく堂氏による同題名のスポット映像をYouTube法務省チャンネルに配信している。

（2）学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、平成20年及び平成21年に改訂した新学習指導要領において、「豊かな心」の育成や「確かな学力」等から成る「生きる力」を、一層育むこととしている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳の時間で、善悪の判断等の内容を充実とともに、体験活動等をいかすなどの充実を図っている。また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、「健全育成のための体験活動推進事業」や、学校教育における人権教育を推進するための「人権教育研究推進事業」、「人権教育に関する指導方法等に關

する調査研究」等を実施した。

さらに、地域におけるきずなづくりや地域コミュニティの再生のため、人権等の地域の様々な現代的課題について、公民館等を中心に様々な主体が連携・協働して解決を図る取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、この中で、課題解決のための学習会の開催等の子どもの人権に関する取組についても実施した。

イ 厚生労働省では、毎年5月5日から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、「子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考える」ことを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

平成25年度においては、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「君がいる ただそれだけで うれしいよ」を児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。

(3) いじめ・暴力行為・不登校等に対する取組の推進

ア 平成24年7月、滋賀県大津市における、いじめの問題を背景とした中学生の自殺事案に関する報道をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となった。こうした状況の中、国会でも、いじめに対して立法という方面からも対応すべきとの考えが起これ、また、「教育再生実行会議」においても、平成25年2月、第一次提言として「いじめの問題等への対応について」がまとめられ、いじめについての基本的理念や体制を整備する法律を制定する必要性について言及された。これらを受けて、同年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、同年9月28日に施行されている（詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm）。

また、いじめ防止対策推進法第11条では、文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定することとされており、文部科学省では、「いじめ防止基本方針策定協議会」を開催して検討を行い、平成25年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国といじめ防止基本方針」という。）を策定した（詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm）。

文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、いじめ防止対策推進法及び国といじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

さらに、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」を実施している。

イ 暴力行為については、平成23年7月、「暴力行為のない学校づくり研究会」において検討された、教育現場における暴力行為への効果的な対応の在り方に関する報告書を取りまとめ、学校及び教育委員会に配布し、本報告書を活用した効果的な指導を要請した。

不登校については、不登校の未然防止や不登校児童生徒に対する支援の在り方を検討するための基礎資料として、平成23年度及び平成24年度に不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施し、平成25年度はその分析結果を取りまとめた。その結果を踏まえ、今後、より効果的な不登校施策の検討を進めることとしている。

また、文部科学省では、いじめ、暴力行為、不登校等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、教育分野に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、平成25年度は、いじめ問題を始め、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子どもへの支援、子どもの社会性の育成等について、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行った。

ウ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

また、平成25年9月及び10月に、いじめ防止対策推進法等の趣旨を踏まえ、学校等との更なる連携強化を通じて、いじめ問題への的確な対応を一層推進するよう都道府県警察に通達を発出した。

さらに、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

エ 法務省の人権擁護機関では、いじめ等の子どもの人権問題に対応するため、専用相談電話等により、いじめの被害者等からの相談を受け付けている。

なお、いじめ防止対策推進法においては、これまで子どもの人権問題に取り組んできた法務省の人権擁護機関の活動を踏まえ、いじめへの対処のための対策の基本となる事項の一つとして、インターネットを通じて行われるいじめについて児童生徒やその保護者は法務省の人権擁護機関である法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられた。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、学校における体罰問題について社会の関心が高まったことを踏まえ、様々な問題を抱える子どもたちや保護者が

人権擁護委員をより多く活用することを願い、国民に向け、平成25年7月19日に「学校等における体罰問題に関するメッセージ」を発信した。

オ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

カ 内閣府では、平成25年度の政府広報により、子どもを持つ親を主な訴求対象として、いじめに対する気付きを促進し、具体的な行動を喚起するため、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等を活用した重点的な広報を実施した。

(4) 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与える、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例を示したり、部活動指導に当たっての留意事項を示した初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組について示してきた。

平成25年8月には、国公私立学校における平成24年度の体罰の状況についてまとめた結果を公表し、その結果を踏まえ、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ごしてこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策等、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求める通知を発出した。

(5) 家庭教育に対する支援の充実

身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を実施している。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るために、効果的な取組事例等を活用した、全国的な研究協議を行っている。平成25年度においては、東京都と北九州市において研究協議会を開催し、全国的な啓発を行った。

さらに、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を

開催し、審議の整理を取りまとめた。今後は審議の整理の提言を踏まえた家庭教育支援を推進することとしている。

(6) 児童虐待等子どもの健全育成上重大な問題に対する取組

児童虐待への対応については、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成24年度には児童虐待防止法制定直前の約5.7倍に当たる6万6,701件となってい。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件も毎年100件前後発生・表面化する中で、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

ア 厚生労働省は内閣府と共に、平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っており、月間中は、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成25年度は、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催(11月16日・大分県別府市)、広報用ポスター、リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布をするとともに、政府広報では各種媒体(ラジオ、新聞、インターネットテキスト広告等)により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

このほか、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体(特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

また、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において児童虐待による死亡事例等を分析、検証し、事例から明らかになった問題点や課題の具体的な対応策を提言として取りまとめており、平成25年度には第9次報告を取りまとめ、公表している。

イ 文部科学省では、都道府県等を通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して、児童虐待の防止に向けた取組の推進に関する通知を発出するとともに、各種会議



ポスター「児童虐待防止の推進」

等を通じて早期発見努力義務及び通告義務等について周知の徹底を図っている。

また、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

(7) 条約の周知

外務省では、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ同条約の選択議定書の実施に努めており、条文を外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>) に掲載し、その内容の周知に努めている。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する「人権教育担当指導主事連絡協議会」等において、同条約等の周知を図っている。

(8) 「人権を大切にする心を育てる」保育の推進

厚生労働省では、保育所において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にする心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

(9) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、①専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110 (全国共通)) を設置し、子どもが相談しやすい体制をとっている。取り分け、平成25年6月24日から30日までの1週間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。特に平成25年度においては、いじめ防止対策推進法の施行を契機に、同年9月30日から10月4日までの5日間、同週間を追加実施し、多くの子どもや保護者等からの電話相談に応じた。また、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>) を開設している。加えて、③「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒) を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。

そして、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として積極的に調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。



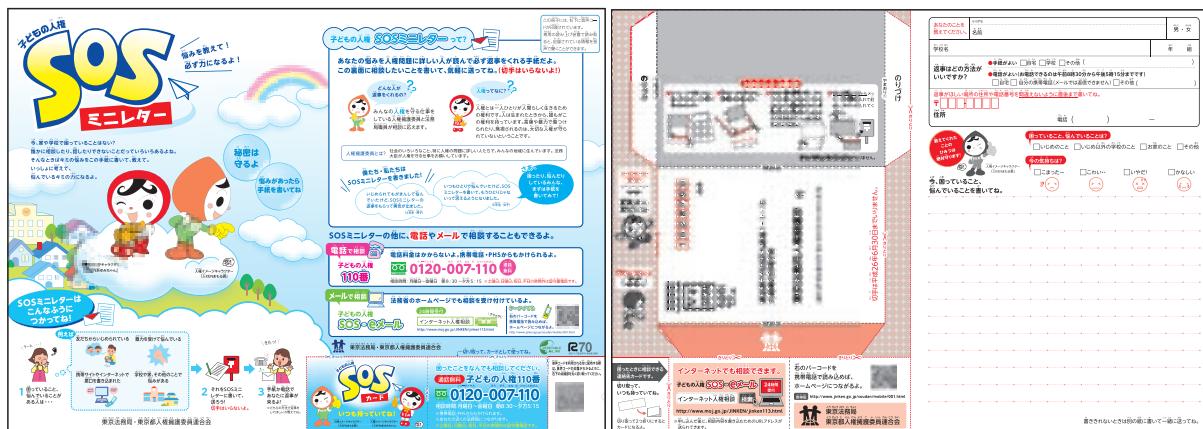
ポスター「子どもの人権110番強化週間」

なお、児童虐待については、国民全てに児童虐待についての通告義務が存在すること等の周知を含む啓発活動の充実に努めるとともに、人権侵犯事件の関係では、「子どもの人権SOSミニレター」等で寄せられた虐待に関する相談に対して、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者を速やかに保護させ、あるいは被害者の家庭環境の改善を図るなど関係機関と協力し、人権侵害の防止の観点から見守り体制を構築している。また、児童虐待事案を認知した場合には、児童相談所等へ通告するとともに、人権擁護機関の立場からも、虐待を受けた児童の人権救済を図っている。

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子どもの人権110番相談件数 | 22,847 | 27,710 | 25,914 | 28,384 | 28,847 |

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子どもの人権SOSミニレター 相談件数 | 14,497 | 24,791 | 24,377 | 21,544 | 19,774 |

(法務省人権擁護局の資料による)



子どもの人権SOSミニレター（小学生）

平成25年度中に、「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に人権侵犯事件として立件し救済措置を講じた具体例は、以下のとおりである。

事例（継父による子に対する性的虐待）

中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所に通告した後、速やかに被害者が通う中学校に赴き、中学校教員・児童相談所職員・法務局職員の三者間で被害者への対応等を協議した上、法務局職員が被害者と面接して事実関係を確認するなど、関係機関と連携した対処を行った。

その結果、被害者は、ミニレターが法務局に送付された当日中に一時保護されるに至った。（措置：「援助」）

3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっている。少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験をいかし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要であるが、高齢者の再就職については困難なことが多い。

また、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者を大切にする心を育てよう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

また、高齢者虐待防止等をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ『高齢者虐待』」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルに配信している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルに配信している。

(2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では、平成25年9月15日から21日までの1週間を「老人の日・老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての关心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「平成25年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。



ポスター「老人の日・老人週間」

(3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に

対する理解を深めるため、ボランティア等の社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実が図られている。

(4) 高齢者の学習機会の充実

平成24年に策定した高齢社会対策大綱においては、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図るとともに、その成果の適切な評価の促進を図ることとしており、社会教育施設等においては、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、平成25年10月に東京都千代田区、同年12月に北九州市において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

(5) 世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、平成25年7月に東京都港区、同年10月に福島市において「高齢社会フォーラム」を開催するなどの事業を実施した。

(6) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進

ア 内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、平成25年度においては、個人53名及び46団体を選考し、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

イ 農林水産省では、農村の高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験をいかし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援した。



高齢社会フォーラム

(7) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人の募集・採用では、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、現在、「雇用対策法」（昭和41年法律第132号）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネッ

ト等全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者については、厚生労働省令が定める例外事由として、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

(8) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル0570-003-110(全国共通))を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを作成・配布したほか、高齢者施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。さらに、平成25年9月9日から15日までの1週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの高齢者等からの電話相談に応じた。人権相談等で、高齢者に対する虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者に対する暴行・虐待 | 475 | 517 | 513 | 482 | 454 |
| 高齢者福祉施設における人権侵犯 | 40 | 47 | 69 | 44 | 77 |

(法務省人権擁護局の資料による)

4 障害のある人

我が国では、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障害者施策を進めてきた。

平成14年12月には「障害者基本計画（第2次）」を閣議決定し、これに基づき、同年、更には平成19年に「重点施策実施5か年計画」を策定してきたが、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を閣議決定し、施策の一層の推進を図ることとしている。

また、障害者に対する差別禁止に関する法制については、障害当事者を構成員の中心とする「障害者政策委員会」の差別禁止部会による意見を踏まえ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を平成25年4月に第183回国会に提出し、同年6月に全会一致で可決成立した。附則の一部を除き、平成28年4月施行となっており、今後施行に向けた取組を行うこととしている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るために、毎年12月3日から9日までの「障害者週間」を中心に、全国で官民にわたって多彩な行事を集中的に開催するなど、積極的な啓発・広報活動を行っている。

内閣府では、障害者週間に当たり、ラジオ放送、新聞、ポスター等の多様な媒体による広報活動を実施したほか、障害者週間行事として、週間を通して各種の行事を実施した。

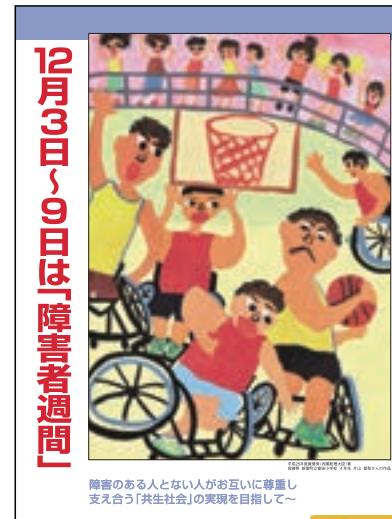
平成25年12月3日に東京都千代田区で開催された「障害者フォーラム2013」において、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行った。このほか、「障害者週間のポスター」の優秀作品の原画展を東京都渋谷区で開催した(詳細は、「障害者白書」に記載)。

また、「障害者政策委員会」においては、「障害者基本計画（第3次）」への意見を取りまとめ、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、「基本方針」に関するヒアリング等を行った。同委員会等の運営に当たっては、聴覚障害等出席者のために手話通訳者や要約筆記者を会場に配置するとともに、視覚障害の出席者のための点字版配布資料、知的障害の出席者のためのルビ付き版配布資料も作成している。

さらに、内閣府ホームページからのインターネットを介した動画配信においても手話通訳や要約筆記を付すなど、障害のある人に対しても正確かつ迅速な情報の発信がなされるよう配慮しており、同委員会等での議論を踏まえ、障害者制度改革についての国民への周知を図った。

(2) 障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の自立と完全参加を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」を年間強調事項の一つとして



ポスター「障害者週間」



リーフレット「平成25年度『障害者週間』みんなでつくる共生社会」



リーフレット「障害者差別解消法」

掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や座談会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

また、平成22年度から、啓発冊子「人権の擁護」、「全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」に、平成25年度においては「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」に音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「暮らしやすい社会に」をYouTube法務省チャンネルに配信している。

イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/>)の開設を行っている。



ステッカー
「ほじょ犬」



ポスター
「わたしたちはパートナー」



パンフレット
「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」



パンフレット
「医療機関向け ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

(3) 特別支援学校等における教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

文部科学省では、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、特別支援教育の充実を図るとともに、障害のある人に対する理解を深める教育の充実に努めている。

近年では、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が見られること、小・中学校においても発達障害等のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援が求められること等から、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第80号)により、従来の盲・聾・養護学校の制度は、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換され、また、小・中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。

また、障害者権利条約におけるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ「中央教育審議会初等中等教育分科会『特別支援教育の在り方に関する特別委員会』」において専門的な調査審議が行われ、平成24年7月に報告が取りまとめられた。

同報告等を踏まえ、平成25年8月には、障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。

さらに、文部科学省では、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼・小・中・高等学校等における合理的配慮の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナーの開催、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う「インクルーシブ教育システム構築事業」や、発達障害のある児童生徒への支援に当たり、教員の発達障害に関する正しい理解を図る「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」等を実施している。あわせて、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善や、障害のある児童生徒に対して様々な支援を行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の推進等に取り組んでいる（詳細は、「障害者白書」に記載）。

(4) 障害のある人の雇用の促進等

障害のある人の雇用については、平成25年6月1日現在における民間企業の雇用障害者数が40万8,948人（前年比7.0%増）と10年連続で過去最高を更新し、一層進展している。障害者雇用の取組としては、各種支援策を講じるとともに、毎年9月を「障害者雇用支援月間」として設定し、障害者雇用優良事業所等に対する厚生労働大臣表彰等の啓発活動等を実施し、広く国民に対し障害者雇用の機運の醸成を図っている。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においても、障害者雇用事業所等による展示や障害者就労支援機器の紹介等を行う障害者ワークフェアの開催等を行

い、障害者雇用への理解を促し、障害者雇用の促進を図っている。

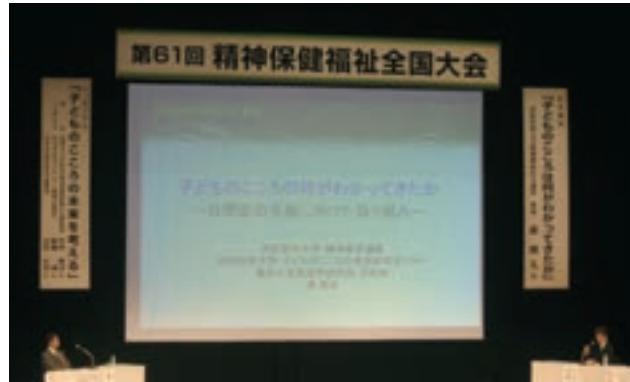
さらに、障害のある人の職業的自立の意義を喚起するとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深めること等を目的に、平成25年11月22日から3日間、千葉市において「第34回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」を開催した。

(5) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省においては、国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一步を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」や、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う精神保健福祉普及運動等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

平成25年10月21日から27日までの間、「子どものこころの未来を考える」をメインテーマとして、「第61回精神保健福祉普及運動」を実施した。

また、期間中の平成25年10月25日に、「第61回精神保健福祉全国大会」を青森市において開催した。



第61回精神保健福祉全国大会

(6) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを作成・配布したほか、知的障害者更生施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。さらに、平成25年9月9日から15日までの1週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長とともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの障害のある人等からの電話相談に応じた。人権相談等で、障害のある人に対する差別、虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者に対する差別待遇 | 229 | 201 | 214 | 259 | 217 |
| 障害者福祉施設における人権侵犯 | 61 | 56 | 59 | 82 | 60 |

(法務省人権擁護局の資料による)

(7) 障害者虐待防止の取組

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）では、地方公共団体は障害者虐待の通報・届出窓口として「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下で、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう「障害者虐待防止対策支援事業」等の施策を通じて、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図っている。

(8) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、平成17年4月から施行されている「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）を踏まえ、発達障害者やその家族に、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、地方公共団体において、ペアレンツメンターの養成やアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等を行う「発達障害者支援体制整備事業」を始め、「発達障害者支援センター運営事業」、「発達障害者支援開発事業」及び「巡回支援専門員整備事業」等を実施することで、地域における発達障害者に対する支援を促進している。

また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

イ 文部科学省では、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童生徒に対する教育的支援を適切に行うため、平成18年4月からLD・ADHDの児童生徒を通級指導の対象としている。

また、発達障害のある幼児児童生徒への特別支援教育を推進するため、発達障害に関する教職員の専門性向上のための事業や高等学校等における発達障害のある生徒の職業教育・進路指導の充実等に資する事業、発達障害等の障害特性に応じた教材等に関する調査研究等を実施している。

(9) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を批准した。この条約は、障害のある

人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約である。

この条約の主な内容としては、①一般原則（障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、②一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくあらゆる差別の禁止等）、③障害のある人の権利実現のための措置（身体の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、④条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組の設置。障害者権利委員会における各締約国からの報告の検討）となっている。

本条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり、そのためにも、本条約の趣旨等について広く周知していく必要がある。今後、外務省としては、関係府省庁とも連携し、条約の概要や意義等について、障害当事者の方を含む国民全体に対し、分かりやすく、利用しやすい形式で広報していく。

5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るために、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、同和問題の解決を阻む大きな要因になっている。現在、同和問題については、各般の一般対策によって的確に対応していくものとされている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発

法務省の人権擁護機関では、同和問題に関する差別意識の解消のため、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や研修会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

(2) 学校教育・社会教育を通じた同和問題の解決に向けた取組

文部科学省では、学校教育における人権教育関係事業として「人権教育研究推進事業」

を実施し、同和問題に関する差別意識の解消を図っている。

また、社会教育では、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の中で人権教育に関する取組を実施し、その中で、学習や交流の場を提供するなど同和問題に関する内容についても実施した。

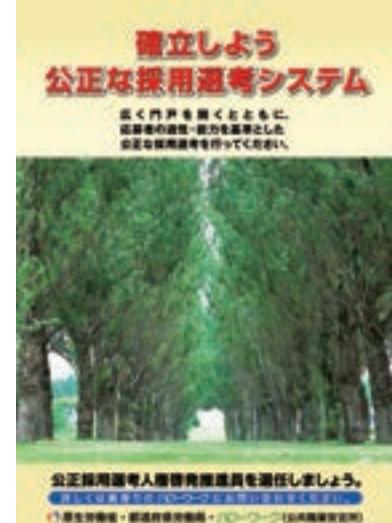
(3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ア 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・事業別団体104団体に対して、文書により、公正な採用選考の確保について傘下企業への指導を要請
- イ 公正な採用選考についてのガイドブック、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ウ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
- エ 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及び公共職業安定所が、同推進員に対して研修会を開催
- オ 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催



ガイドブック「公正な採用選考をめざして」



ポスター「確立しよう公正な採用選考システム」

(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村に起因する同和問題を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

隣保館においては、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施しており、厚生労働省ではこうした事業に対し支援を行った。

(6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求める「えせ同和行為」を排除するため、全府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省は、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降9回にわたりアンケート調査を実施してきたが、平成25年度においては、人権教育啓発推進センターに委託して、平成25年の1年間を調査対象期間として平成26年1月に10回目の調査を実施した（調査結果の概要は、<http://www.jinken.or.jp/jinken-info/research2013>）。

また、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、平成26年4月現在で1,122の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、隨時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

イ 都道府県警察においても関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| えせ同和行為に関する相談件数 | 158 | 60 | 51 | 42 | 45 |

| 要求の内容 | 物品 | 示談金 | 融資 | 寄付金 | 賛助金 | 契約 | 下請 | 講演会 | その他 | 合計 |
|--------|-----|-----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成25年度 | 27 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 3 | 0 | 9 | 45 |
| 平成24年度 | 30 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 9 | 42 |
| 平成23年度 | 22 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 21 | 51 |
| 平成22年度 | 38 | 1 | 0 | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 13 | 60 |
| 平成21年度 | 134 | 1 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 1 | 12 | 158 |

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ 経済産業省は、産業界・経済界向けにえせ同和行為対策セミナーを開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを作成し、配布した。

(7) 同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、同和問題をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け結婚差別、差別発言等を人権擁護上看過できない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプ

ロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同和問題に関する人権侵犯 | 157 | 150 | 137 | 110 | 85 |

(法務省人権擁護局の資料による)

▶ 6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつある。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在している。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官が座長となり、政府、有識者及びアイヌの人々からなる「アイヌ政策推進会議」を開催している。

平成25年9月の第5回会議において、平成32年度一般公開を目標とした「象徴空間の整備に向けたロードマップ」が了承された（推進会議等の開催経過は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>）。

(2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統及び文化に関する普及啓発

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行う事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承に資するアーカイブ作成のために、「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究」を実施した。

(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁は、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づき、アイヌの有形及び無

形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

(4) アイヌの人々に対する偏見・差別を解消し、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告を実施した。

(5) 学校教育におけるアイヌの人々に関する学習の推進

学校教育においては、中学校学習指導要領において、社会科で鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うこととしているなど、アイヌの人々に関する教育を行っている。

(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に、アイヌに関する授業科目が開設されるなど、アイヌに関する教育・研究を行っている。

(7) 生活館における活動の推進

生活館においては、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施しており、厚生労働省では、こうした事業に対し支援を行っている。

(8) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、アイヌの人々に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

(9) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差がみられる。このため、農林水産省では、アイヌ住民の居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理

解の増進が図られている。

7 外国人

今日、我が国に入国する外国人は長期的には増加傾向にあり、平成25年には約1,125万人と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。例えば、家主や仲介業者の意向により、外国人にはアパートやマンションに入居させないという差別的取扱いがされたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたり、あるいは、外国人について根拠のないわざが広まるといった事案が生じている。

また、近時、都内等で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によってヘイトスピーチであるとして取り上げられている状況となっている。

さらに、平成26年3月には、Jリーグの試合において、サポーターが「JAPANESE ONLY」と書かれた横断幕を掲げた行為について、Jリーグが差別的な行為であるとしてホームクラブの管理責任を問い合わせ、同クラブに1試合の無観客試合開催等の処分をしている。

平成25年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は7万1,789人（文部科学省「学校基本調査」、毎年実施）であるが、このうち日本語指導が必要な児童生徒の数は、平成24年5月現在で2万7,013人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、平成22年度調査より1,498人（約5.3%）減少しているが、依然として多数在籍している。我が国では、外国人については就学義務は課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもがより公立学校に就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、国民の全てが国内・国外を問わず、あらゆる人権問題について理解と認識を深め、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むとともに、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や研修会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

また、平成25年5月及び10月のヘイトスピーチに関する法務大臣記者会見での発言^(注)

を法務省ホームページに掲載して、周知を図ったほか、全国の各法務局・地方法務局に対し、大臣発言を踏まえ、啓発活動に配意するよう指示した。各法務局・地方法務局においては、民間企業における研修や中高生を対象とした人権教室において、「外国人の人権」に関する説明の機会を増やすなどした。

さらに、啓発冊子「人権の擁護（平成25年度版）」にヘイトスピーチに関する記述を盛り込むとともに、地方公務員を対象とする人権啓発指導者養成研修において「外国人の人権」をテーマとする講義を設けるなどの啓発活動を実施した。

加えて、法務省ホームページに「外国人の人権」に関するページを新設したほか、平成26年3月にはインターネットバナー広告を実施するとともに、ポスター及びリーフレットを作成した。今後も「外国人の人権」に関する効果的な啓発活動を実施する予定である。

（注）特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動に関する谷垣法務大臣発言（平成25年5月10日閣議後記者会見（抜粋））

近時、都内等で行われたデモにおいて特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が見られるといった、いわゆるヘイトスピーチが議論になっており、その中には「殺せ」などといった過激な内容が含まれる場合もあるという報道がなされています。昨日の参議院法務委員会でも議論となり、私も答弁させていただいたのですが、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないので、一人一人の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会を実現するという観点からは、甚だ残念なことでございます。これまで法務省の人権擁護機関では、外国人に対する差別の問題を含む人権問題について、様々な啓発活動を行ってきたところですが、最近では、このような外国人を排斥するような言動について報道されるなど、社会の関心を集めている状況がございますので、今後とも、こういった差別のない社会の実現に向けた啓発活動に一層積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、一人一人の人権が尊重される社会を実現していくために、我々がどのように考えていくのかということを国民の皆様においても見つめ直す機会にしていただけたらと思っております。

（2）学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質や能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、社会科等の各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実のために、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導等を行う教員を配置するための加配定数の措置
- ② 独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施

③ 各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施

④ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日公布、同年4月1日から施行

さらに、景気後退により、不就学・自宅待機となっている外国人の子どもに対して、平成21年度から日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入ができるようにする「定住外国人の子供の就学支援事業」を国際移住機関（IOM）において実施している。

(3) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、外国人であることを理由とした差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

なお、外国人からの人権相談については、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局と神戸、松山の各地方法務局において、それぞれ曜日を指定して開設し、相談に応じている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 外国人に対する差別待遇 | 99 | 80 | 69 | 96 | 69 |

（法務省人権擁護局の資料による）

法務省入国管理局では、外国人技能実習制度に関し、技能実習生の人権を侵害する行為等の不正行為を行った実習実施機関等に対して、その旨を通知し、5年間の受入停止措置を講じており、不正行為を通知した事例については、法務省ホームページに公表し、不正行為を防止するための啓発に努めている。

8 HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV（エイズヒト免疫不全ウィルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きている。

平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件により、今なお誤った認識や偏見が存在していることが明らかとなった。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）が平成21年4月から施行されている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) HIV感染者等

ア エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

(ア) 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「HIV感染者等に対する偏見をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

(イ) 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、平成25年11月21日大阪市において、同月24日東京都渋谷区において、「RED RIBBON LIVE 2013」を実施し、専門家や著名人による普及啓発活動を行った。また、エイズに関する電話相談事業の実施等、HIV・エイズに対する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

イ 学校教育におけるエイズ教育等の推進

文部科学省では、学校教育において、エイズ教育の推進を通じて、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくすとともに、教材作成や教職員の研修を推進した。

ウ HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、HIV感染者等に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

(2) ハンセン病患者・元患者等

ア ハンセン病患者・元患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

(ア) 厚生労働省では、ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、平成25年6月21日に東京都千代田区において厚生労働省の主催により、法務省等の関係機関の出席を得て、追悼、慰靈及び名誉回復の行事を実施した。



シンポジウム「重監房とは何だったのか」

また、平成26年2月に、ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本「ハンセン病の向こう側」を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布した。

さらに、平成26年3月1日に群馬県前橋市で、ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、国立療養所栗生楽泉園に設置されていた重監房の実情を負の歴史として後世に伝えるとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の解消を目指すことを目的としたシンポジウム「重監房とは何だったのか

ハンセン病隔離政策の“負の遺産”を考える」を実施した。

(イ) 法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「ハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、各種啓発活動を実施している。

その一環として、中学生等をパネリストとした、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を、平成25年7月24日に東京都東村山市で厚生労働省等と連携して開催したほか、インターネットバナー広告の掲載や、全国版の小・中学生新聞への啓発広告の掲載を実施した。

イ ハンセン病患者・元患者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、ハンセン病患者等に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じてい



ハンセン病啓発広告（朝日小学生新聞）



ハンセン病啓発広告（朝日小学生新聞）



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(東京会場)

る。

ウ 国連における取組

我が国は、国連人権理事会及び国連総会に、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議(ハンセン病差別撤廃決議)を提出するなど、国際社会に対し積極的な働きかけを行っている。

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要である。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

- (1) 法務省としては、これらを踏まえ、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの人々の社会復帰に資するための啓発活動を行っている。

平成25年度の第63回の運動においては、ミニ集会・住民集会・講演会・弁論大会等を行ったほか、小・中学生を対象とした作文コンテストでは27万9,732点の応募があった。

第61回の運動から「黄色い羽根」を本運動の趣旨に対する賛同の印として定着・推進を図っており、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。

- (2) 法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、刑を終えて出所した人に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。



ポスター「社会を明るくする運動」

| 人権侵犯事件件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑を終えて出所した人に対する差別待遇 | 14 | 11 | 15 | 11 | 10 |

(法務省人権擁護局の資料による)

10 犯罪被害者等

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年4月から「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が施行され、同年12月には、これに基づき、四つの基本方針、五つの重点課題^(注)の下、258の具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画（以下「第1次基本計画」という。）が策定された。同計画は、おおむね着実な進展が図られ、一定の成果を上げてきた。

平成23年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画には、第1次基本計画と同様、四つの基本方針の下、五つの重点課題ごとに241の具体的施策が掲げられ、現在、関係府省庁において同計画に基づく施策が進められている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

（注）「五つの重点課題」

①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組をいう。

（1）犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 内閣府では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。

平成25年度においては、内閣府主催の「犯罪被害者週間」中央イベント及び地方公共団体等との共催の地方大会（島根県、大分県）を開催し、基調講演やパネルディスカッション等を行った。

また、関係機関・団体の「犯罪被害者週間」関連行事について、全国の開催情報を集約した上で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト等を活用し、全国的に取組がなされていることを広報した。

その他、関係機関・団体と協力し、各種啓発事業を実施している（詳細は、「犯罪被害者白書」に記載）。

イ 法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及

び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省ホームページ及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに、法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

ウ 警察庁では、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ(<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)の開設を行うとともに、警察庁広報重点として「犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定した。都道府県警察では、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者本人や遺族が直接語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、受講した中学生・高校生参加による、命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う「特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

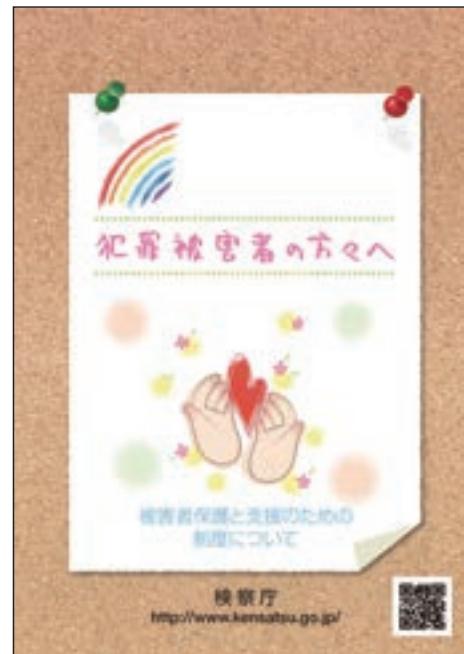
(2) 犯罪被害者等に対し援助を行う者等に対する教育訓練

ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者保護を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

イ 警察職員

警察においては、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。



パンフレット「犯罪被害者の方々へ」

ウ 保護観察官

保護観察官については、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようする観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、その贖罪意識の涵養を図る観点等から、保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等が置かれている状況等や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義等を実施している。

エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察においては、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

11 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載するなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイトやブログサイトに、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告を掲載した。



啓発教材「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」

さらに、腹話術師のいっこく堂氏による人権啓発スポット映像「心ない書き込み」をYouTube法務省チャンネルに配信している。

加えて、「インターネットと人権」をテーマにした啓発教材「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」を作成し、全国の法務局・地方法務局、都道府県及び政令指定都市に配布の上、各種啓発活動で活用している。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の適切な運用の支援に努めてきたところ、平成18年8月に取りまとめられた「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会最終報告書」を受け、同年11月に電気通信事業者団体において、インターネット上の人権侵害情報等の違法・有害情報に対して、適切な対応ができるよう「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定した。

また、平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける違法・有害情報相談センターを設置している。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について明文で規定した「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用して、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報については、ガイドラインの対象ではないものの、適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定(第19条第3項)等が設けられたことから、その趣旨を踏まえて適切に対応することとしている。

| 人権侵犯事件数（開始件数） | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| インターネットに関する人権侵犯 | 786 | 658 | 636 | 671 | 957 |

(法務省人権擁護局の資料による)

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネッ

ト利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や、リーフレット等の配布を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成22年度、平成23年度において、各地方公共団体が独自に取り組み、知見が十分蓄積されていなかった学校ネットパトロールについて、その効率的・効果的な実施方法や継続的な実施の在り方について調査研究を実施し、平成24年度には、報告書を作成・公表し、教育委員会等に配布した。平成26年度には、都道府県・指定都市において、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を新たに行うこととしている。

さらに、新学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む、情報モラルに関する教育を推進している。

▶ 12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。)において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、人権教育・啓発に関する基本計画においては、第4章の2「各人権課題に関する取組」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える一部変更が、平成23年4月1日に閣議決定され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の关心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

具体的施策は、拉致問題対策本部を中心として関係省庁や地方公共団体において、実施されている。

平成25年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、政府主催行事として、平成25年12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催による拉致問題シンポジウム「拉致問題解決に向けて～専門家100人大討論会～」を東京都千代田区で、同月16日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援による「ふるさとの風コンサート～『北朝鮮拉致被害者』救出を誓う音楽の集い～」を東京

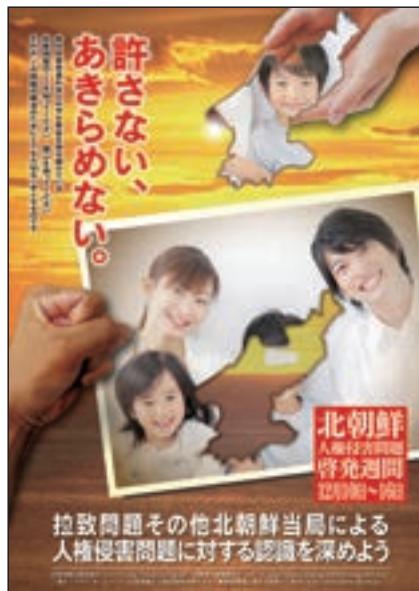
都中央区で開催したほか、同週間の周知を目的としたインターネットバナー広告及び交通広告の実施、全国の地方新聞52紙に啓発週間を周知する広告の掲載、ポスター及びチラシの掲出や関係府省庁、地方公共団体と連携したポスターの掲出等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



政府主催・拉致問題シンポジウム



ふるさとの風コンサート



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、啓発用パンフレット・ポスターを、俳優の津川雅彦氏の協力を得て新たに制作し、ポスターは各方面の協力を得て、約40万部を全国各地に配布、掲出したほか、インターネットにおける配信、拉致問題パネルの貸出し、国内の学校における映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」の上映会の開催等を行った。



ポスター「拉致。必ず取り戻す！」



アニメ「めぐみ」

(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催等による啓発行事として「地方版『拉致問題を考える国民の集い』」を地方都市（岐阜市、札幌市、鳥取県米子市、佐賀県小城市、東京都渋谷区）において開催したほか、住民向けの啓発活動の一環として、地方公共団体等と共に、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催した。また、新たな試みとして拉致問題啓発公演「めぐみへの誓い—奪還—」を平成26年3月に新潟市で開催した。

(4) 学校教育における取組

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、人権教育・啓発に関する基本計画が一部変更され、各人権課題に対する取組に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された趣旨を説明するなど、各種の機会を通じて周知を図っている。

また、拉致問題対策本部が行っている、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」の上映会の学校における開催や、「ふるさとの風コンサート～『北朝鮮拉致被害者』救出を誓う音楽の集い～」の開催等について、文部科学省としてもこれらの機会の活用を促す通知を発出し、学校現場等への周知に必要な協力を行った。

さらに、平成25年7月及び12月には、古屋拉致問題担当大臣と下村文部科学大臣の連名により、各都道府県教育委員会教育長や都道府県知事に対し、アニメ「めぐみ」等の活用促進について改めて協力を依頼した。

(5) 海外に向けた情報発信

平成25年5月、米国のワシントンとニューヨークにおいて、拉致問題対策本部が主催して、国際社会への理解促進イベントを開催し、日本政府、米国政府、国連関係者及び日米の拉致問題専門家による講演並びに拉致被害者家族等の訴えを行ったほか、拉致問題啓発のためのパネル展示を行った。

外務省では、主に在外公館等が、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。また、平成25年10月末、ニューヨークにおいて、各国の政府関係者を招待し、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催した。このほか、国際世論の喚起等を目的として、海外の報道関係者・専門家を日本に招へいし、拉致問題への理解を深める機会を提供した。

(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会の開催、新聞・広報紙による広報等の啓発活動を実施している。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動については、前掲(1)のとおり。

(7) 国連における取組

平成25年8月末、同年3月の人権理事会において、我が国及び欧州連合（EU）が共同で提出した北朝鮮人権状況決議によって設置が決定された「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」が、日本を訪問した。同調査委員会の日本滞在中、安倍総理、岸田外務大臣、古屋拉致問題担当大臣を含む政府要人が面会を行い、また、関係省庁が政府合同説明会を開催し、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況について説明した。

同調査委員会は、訪日調査の結果も踏まえ、平成26年3月の人権理事会に報告書を提出した。同報告書は、北朝鮮における深刻な人権侵害を包括的に詳述し、拉致問題を含むいくつかの分野における人権侵害を人道に対する罪に該当すると判断し、北朝鮮や国際社会等に取組を勧告している。

この報告書を受けて、我が国は、平成26年3月の人権理事会に同報告書の内容を反映した北朝鮮人権状況決議を提出し、これが賛成多数で採択され、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善を求める国際社会としての明確なメッセージを改めて発出することとなった。

なお、平成25年12月にも、同じく、我が国と欧州連合（EU）が共同で国連総会に提出した北朝鮮人権状況決議が、無投票でコンセンサス採択された。

13 その他の人権課題

(1) 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする差別をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、性的指向に関する嫌がらせ等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

さらに、平成24年10月28日東京都港区において開催した人権シンポジウム「性の多様性を考える～性的指向と性同一性障害～」の様子を、人権教育啓発推進センターの人権チャンネル（<http://www.youtube.com/jinkenchannel>）で公開している。

(2) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年

法律第105号)では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。本法律は10年間の限時法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長されたところである。

また、本法律に基づき、平成25年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進する必要があること等を盛り込んでいる。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、ホームレスに関する嫌がらせ等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

(3) 性同一性障害者の人権

法務省の人権擁護機関では、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、性同一性障害者に関する嫌がらせ等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

さらに、平成24年10月28日東京都港区において開催した人権シンポジウム「性の多様性を考える～性的指向と性同一性障害～」の様子を、人権教育啓発推進センターの人権チャンネル (<http://www.youtube.com/jinkenchannel>) で公開している。

(4) 人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応

ア 平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

イ 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を、平成23年7月には「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を、それぞれ申し合わせた。

ウ 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、平成25年6月、「外国人労働者問題啓発月間」に、同年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」にそれぞれ合わせ、人身取引に係る政府広報を実施した。

エ 平成25年9月、人身取引被害の防止及び人身取引被害者の保護を一層推進するため、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議とNGO関係者の協議の結果、人身取引と疑われる事例をNGO関係者が把握した場合には、現場レベル及び国レベルの公的機関に確実に通報することで両者の合意を得た。



ポスター「人身取引対策」

オ 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、人身取引の疑いのある事実を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

法務省入国管理局では、毎年6月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン」において、外国人を雇用している又は雇用する予定がある事業主に対し、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係府省庁、地方公共団体、経済団体等に協力を依頼したり、法務省ホームページや報道記者発表に掲載したりするなどして不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

また、「出入国管理」(出入国管理行政の現状についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに人身取引防止に対する取組を掲載している。

カ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格化するとともに、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

キ 内閣府では、女性に対する暴力をなくしていくという観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。

ク 警察庁では、「コンタクトポイント



リーフレット「人身取引対策」

連絡会議」を開催し、関係国の在日大使館、国際機関、NGO等と人身取引被害者の発見、保護についての情報交換や意見交換を行うとともに、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを9か国語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところで配布しているほか、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報ダイヤル」(<http://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

ケ 厚生労働省では、平成23年7月以降、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等に周知を図った。

(5) 東日本大震災に伴う人権啓発

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模の震災であり、大規模な津波を伴い、被災地域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こした。死者1万5,885人、行方不明者2,623人、負傷者6,148人の甚大な人的被害が生じたほか、全・半壊建物は40万246戸にも及んでいる（平成26年4月10日警察庁緊急災害警備本部広報資料による）。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が外部に放出され、被害をより深刻なものとした。

東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に平成26年4月10日時点で26万3,392人に及んでいる（復興庁調べ）。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しており、震災発生から平成25年12月末までに、法務省の人権擁護機関に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談件数は855件、人権侵犯事件数は60件となっている。

ア 避難生活における啓発等

（ア）法務省の人権擁護機関では、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済に適切に対処している。

加えて、平成25年8月31日宮城県石巻市において、人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」を、平成26年1月11日神戸市において、人権シンポジウム「震災と人権～阪神・淡路大震災から『心の復興』を学ぶ～」をそれぞれ開催した。シンポジウムの様子は、人権教育啓発推進センターの人権チャンネル（<http://www.youtube.com/jinkenchannel>）で公開している。

（イ）東日本大震災においては、避難所によっては衛生用品等が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったりするなど、女性や子育て世帯に十分な配慮がなされず、様々な段階で問題が顕在化した。このため、内閣府では、東日本大震災や



人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」(石巻会場) 人権シンポジウム「震災と人権・阪神・淡路大震災から『心の復興』を学ぶ～」(神戸会場)

過去の災害の経験を基に、男女共同参画の視点から、予防、応急、復旧・復興等の各段階における必要な対策・対応について地方公共団体が取り組むべき基本的事項を示した取組指針を平成25年5月に作成・公表した。

また、平成24年度に引き続き、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県において、女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を実施している。

イ 原発事故に伴う風評被害等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」を年間強調事項の一つとして掲げ、人権教室の実施、シンポジウムの開催、人権啓発デジタルコンテンツの掲載等の啓発活動を実施した。

また、啓発活動地方委託事業においては、東日本大震災に起因する諸問題に対応するため、地方公共団体に対し東日本大震災に伴う啓発活動への取組を委託した。

(イ) 文部科学省では、平成23年6月、被災した児童生徒を受け入れる学校において、当該児童生徒に対する心のケアや、当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明等が適切に行われ、いじめ等の問題を許さず、当該児童生徒の学校生活への適応が図られるよう必要な指導を行うなどの配慮を、教育委員会等に要請した。

(ウ) 経済産業省では、今般の原子力発電所の事故に伴い、風評被害対策や放射線等に関する知識普及のため、講演会や研修会等へ放射線等に関する専門家を派遣するなど情報発信を行った。

**第
3
節**

人権に関わりの深い特定の職業に 従事する者に対する研修等

1 研修

(1) 檢察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

平成25年度の研修としては、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

(2) 矯正施設職員

矯正研修所及び同支所（全国8か所）における初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報の保護、犯罪被害者の人権、セクシュアル・ハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法、少年院法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、平成25年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンガーマネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等35人、「コーチング」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等51人）。

さらに、参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自序研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究・ロールプレイング等の実務に即した自序研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

(3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員に対しては、保護観察官を対象とした研修において、人権に関する講義を継続して実施している。平成25年度は329人に対して、人権に関する講義を実施した。

また、社会復帰調整官を対象とした研修において、医療観察対象者の人権尊重等の觀

点から、平成25年度に46人に対して、精神障害者の人権等に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している保護司に対する各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で個人情報の取扱いに配慮するよう啓発に努めている。

(4) 入国管理局関係職員

入国管理局関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している入国管理局関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、平成25年度は505人が参加した。

また、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修において、人身取引等の被害者の保護に万全を期すことを目的に、人身取引等の被害者を認知した場合の措置方法等についての講義を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については、平成25年度は、合計47人が受講した。

(5) 教員・社会教育関係職員

独立行政法人教員研修センター及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において、人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。平成25年度は、全国14か所（計15講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱し、全国で785人が修了した。

(6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

(7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、全国主任児童委員研修会等を開催し、地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。平成25年度は、合計357人が受講した。

(8) **海上保安官**

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。平成25年度は、822人が受講した。

(9) **労働行政関係職員**

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、同和問題等を中心とする人権の講義を実施している。平成25年度は、730人が受講した。

(10) **消防職員**

消防庁消防大学校では、消防職員に対し、人権教育を実施している。

平成25年度における人権教育については、幹部科（270人）及び上級幹部科（47人）において、人権に関する諸問題について講義を実施した。

(11) **警察職員**

警察では、各級警察学校及び警察署等の職場において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配意した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行った。

また、取調べの一層の適正化を図るため、平成20年1月に策定した「警察捜査における取調べ適正化指針」(http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/tekiseika_shishin.pdf)に基づき、被疑者取調べ監督制度を適切に運用している。

さらに、警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ取調べに係る専科教養等を実施したほか、都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施するなど、取調べに係る指導的立場にある警察官や取調べに従事する警察官に対する教育の充実を図っている。このうち、警察大学校及び管区警察学校において実施した取調べに係る専科について、平成25年度は、合計140人が受講した。

(12) **自衛官**

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に関する教育を実施している（平成25年度の履修者は約2万6,600人）。このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。

また、ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、統合国際人道業務訓練を実施しており、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜

等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。平成25年度は、約100人が参加した。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を開催している。平成25年度は、東京都港区において、次のとおり2回開催した。

① 平成25年9月10日開催

「いじめ・体罰：解決への手がかりを探る～子どもの人権擁護の観点から～」の講演（講師・山下英三郎氏、参加者369人）、腹話術師のいっこく堂氏を起用した人権啓発のスポット映像、人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ（パート1「児童虐待」、パート3「ドメスティック・バイオレンス」）」の上映

② 平成26年2月13日開催

「障害のある人の人権」の講演（講師・野沢和弘氏、参加者298人）、人権啓発ビデオ「ほんとの空」（平成25年度人権啓発資料法務大臣表彰・優秀賞受賞作品）の上映

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（63頁参照）。平成25年度は、合計191人が受講した。

イ 人事院では、全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修等において、女性、高齢者、障害のある人等の人権課題を幅広くカリキュラムに取り入れて行った。平成25年度に人事院が実施した研修のうち、人権を取り扱ったものは48コースで、参加者数は2,202人であった。また、以上に加え、若手・中堅職員を対象とする役職段階別研修等において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、新入職員等を対象とした各種研修の中で、人権問題や人権外交等に関する講義を、また、在外公館に勤務する予定の各府省庁職員を対象とした研修の中で、外交と人権に関する講義を行った。平成25年度は、283人が受講した。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが、平成25年度の人権教育については、4課程の課目の中で実施した。平成25年度は、312人が受講した。



人権に関する国家公務員等研修



2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。平成25年度は、313人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

第

4

節

総合的かつ効果的な推進体制等



1 実施主体の強化及び周知度の向上

(1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

こうしたことから、平成25年度においては、全国の法務局・地方法務局に74人の企画担当委員を配置し、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡・調整等の企画担当業務を重点的に行うための常駐方式を新たに導入した。

(2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護（平成25年度版）」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明した冊子「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。また、特に小学校中学年以上の児童生徒を対象に、漫画を用いて日常生活における人権に関する問題及び人権を尊重することの重要性について分かりやすく説明することを目的として、啓発冊子「みんなともだち」を作成し、人権尊重思想の周知・広報に活用した。

さらに、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図った。

加えて、首都圏及び関西圏の電車内で人権擁護機関の周知に関するトレンチャンネルの放送といった周知活動にも取り組んでいる。



啓発冊子
「人権の擁護（平成25年度版）」



啓発冊子「みんなともだち」



周知用冊子「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」



リーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」



2 実施主体間の連携

(1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年9月25日、関係省庁事務次官等申合せにより、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として、人権教育・啓発中央省庁連絡協議会を設置した。

平成25年度は、幹事を2回開催し、啓発活動等についての情報交換を行うとともに、人権教育・啓発推進法に基づく年次報告についての協議を行った。

(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し、さらに、平成20年3月までに市町村及び人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。このネットワーク協議会を

を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、各種の人権啓発活動の効率的かつ効果的な実施に努めている。

(3) 文部科学省と法務省の連携

人権教育に関する会議・研修の場において、文部科学省、法務省・法務局等が連携して行政説明・講義をするなどしている。

また、教育再生実行会議の第一次提言において、社会総がかりでいじめに対峙していくため、関係機関との連携・協力が求められたこと等から、学校における授業や講演会等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について通知を行った。

そのほか、法務省の主催する全国中学生人権作文コンテストの優秀作品の作品集について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して、教育委員会等を通じ、学校における活用を依頼した。さらに、「子どもの人権SOSミニレター」や「子どもの人権110番」等、法務省における相談事業について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して学校現場への周知を行った。

(4) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童虐待については、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、司法、更にはNPO等の地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制の構築が不可欠であることから、全国99.7%の市町村で「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」（任意設置の児童虐待防止ネットワークを含む）を設置しており、その機能強化に努めている。

3 担当者の育成

(1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

平成25年度は、平成25年9月3日から5日までの3日間（東京会場：参加者61人）、同年10月29日から31日までの3日間（京都会場：90人）、同年11月19日から21日までの3日間（福岡会場：40人）の3回開催した。

(2) 人権擁護事務担当職員、人権擁護委員に対する研修

法務省では、初等科、中等科等の一般研修はもとより、人権擁護事務に従事する際の

人権擁護事務担当職員実務研修、調査救済事務担当者研修を始め、法務局・地方法務局の人権擁護課長、支局長等を対象に専門科研修等を実施し、人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始め、初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修、初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修、初めて再委嘱されて1年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて、人権擁護委員として職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また、同和問題講習会、男女共同参画問題研修も実施している。

このほかにも、人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員協議会等が中心となり、自主的に各種研修会を企画し実施している。

(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では、「公正採用選考人権啓発推進員」に対し、研修会を開催し、また、従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し、「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター(8頁参照)は、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため、法務省や地方公共団体からの委託事業のほか、情報誌「アイユ」の刊行、ホームページによる情報提供、各種人権啓発パンフレットの作成、地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等センター独自の事業を行っている。同センター主催の研修として、平成25年度は、人権講座を11回開催したほか、セミナーを7回開催した。

その内容は、次のとおりである。

(1) 人権講座

- ① 「性犯罪被害にあうということ」(講師：小林 美佳(犯罪被害者))
- ② 「国立ハンセン病資料館見学～地域にひらかれた療養所へ～」(語り部：佐川 修(国立ハンセン病資料館運営委員・多磨全生園入所者自治会会长))
- ③ 「障がい者雇用～事業者に求められる気付きと対応～」(講師：秦 政(NPO法人障がい者就業・雇用支援センター理事長))
- ④ 「問題解決サイト“生きテク”～5年間で、2万件の自殺を止めさせた方法～」(講師：オキタ リュウイチ(「生きテク」代表))
- ⑤ 「ネットいじめ～子どもたちを守るために～」(講師：安川 雅史(全国Webカウンセリング協議会理事長))

- ⑥ 「貧困と人権～誰もが堂々と生きられる社会をつくる～」(講師：湯浅 誠(社会運動家))
- ⑦ 「性同一性障害～性的マイノリティであることを打ち明けられないわけ～」(講師：飯田 亮瑠 (セクシャルヘルスアドバイザー))
- ⑧ 「どうなる？国境を越えた子の連れ去り～ハーグ条約締結に向けて～」(講師：橋高 真佐美 (弁護士))
- ⑨ 「障がい者の人権～自立とは依存先を増やすこと～」(講師：熊谷 晋一郎(小児科医))
- ⑩ 「罪を償った人の社会復帰～居場所づくりが再犯防止につながる～」(講師：大塚 敦子 (フォトジャーナリスト))
- ⑪ 「児童虐待～SOSをキャッチして効果的な介入を～」(講師：峯本 耕治 (弁護士))

(2) セミナー

「参加・体験型人権教育の理論と実践方法の基礎習得」(人権教育総合マニュアル「コンパシート」を使って)(講師：福田 弘(山梨県立大学特任教授・筑波大学名誉教授))

※計7回開催

また、同センターでは、地方公共団体、各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し、同センター内に設置した「人権ライブラリー」において、これら書籍・図画・ビデオ等を広く一般の人々に貸し出すなどの提供を行っている。

さらに、国及び地方公共団体等から提供された人権教育・啓発に関する各種情報・資料等を収集・整理し、これをデータ化して蓄積し、それを利用者が検索するという形で情報提供を行っている。これらのデータは、誰でも自由に利用することができ、人権ライブラリーのホームページ(<http://www.jinken-library.jp/>)を通じて必要な情報が取り出せるようになっている。

平成25年度に収集・登録されたものは、出版物等1,568件、講演会1,956件、テレビ・ラジオ放送105件、意識・実態調査74件、その他の各種事業1,449件であった。

5 マスメディアの活用等

(1) テレビ、ラジオ等の活用

ア 女性の人権に関する広報

- (ア) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送(平成25年11月9日、10日)
- (イ) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間にに関して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送(平成25年11月16日、17日)

イ 子どもの人権に関する広報

- (ア) 児童福祉週間にに関して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放

送（平成25年5月4日、5日）

(イ) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年6月22日、23日）

(ウ) 児童虐待防止推進月間に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年10月19日、20日）

ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する広報

(ア) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年8月31日、9月1日）

(イ) 障害者週間に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年11月30日、12月1日）

(ウ) 障害者権利条約の批准に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成26年2月22日、23日）

エ アイヌの人々の人権に関する広報

アイヌの人々に対する理解を深めるための「イランカラブテ」キャンペーンに關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」内で放送（平成26年1月18日、19日）

オ HIV感染者等の人権に関する広報

「ストップエイズ」に關して、政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年6月1日、2日）

カ 第63回「社会を明るくする運動」に関する広報

政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年7月13日、14日）

キ 第65回人権週間に關する啓発広報

(ア) BSデジタル放送で、腹話術師いっこく堂氏による人権啓発スポット映像「人権週間って何？」ほかを放送（平成25年11月30日～12月10日、同月27日～平成26年1月6日）

(イ) 屋外大型ビジョンで、腹話術師のいっこく堂氏による人権啓発スポット映像「人権週間って何？」ほかを放送（東京都・有楽町（平成25年12月1日～31日）、大阪府・道頓堀（同月4日～10日））

(ウ) ケーブルテレビ事業者の連盟組織と協力し、ケーブルテレビにおいて腹話術師いっこく堂氏による人権啓発スポット映像「人権週間って何？」を放送（平成25年11月～12月）

(エ) 人権週間・相談窓口の周知に關して、TOKYO FMラジオ番組「クロノス」で放送（平成25年12月4日）

ク 人権擁護委員の日に関する広報

政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年5月25日、26

日)

ケ 法務局休日相談所に関する広報

政府広報ラジオ番組「なるほど！ニッポン情報局」で放送（平成25年9月28日、29日）

(2) 新聞、雑誌等の活用

ア 女性の人権に関する広報

政府広報により、女性に対する暴力対策の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成25年11月18日～24日）

イ 子どもの人権に関する広報

(ア) 政府広報により、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成25年6月24日～30日）

(イ) 啓発広告を「読売KODOMO新聞」に掲載（平成25年9月5日）

(ウ) 政府広報により、児童虐待防止対策の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成25年11月4日～10日）

(エ) 啓発広告を「毎日新聞15歳のニュース」に掲載（平成25年12月21日）

ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する広報

(ア) 政府広報により、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成25年4月1日～7日）

(イ) 政府広報により、「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」、点字広報誌「ふれあいらしんばん」、活字広報誌「ふれあい」に収録・掲載（平成25年7月）

(ウ) 政府広報により、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成25年9月10日～15日）

同強化週間にに関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成25年7月）

(エ) 政府広報により、障害者権利条約の批准に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」、点字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（平成26年1月）

(オ) 政府広報により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」、点字広報誌「ふれあいらしんばん」、活字広報誌「ふれあい」に収録・掲載（平成26年1月）

エ 「公正な採用選考システムの確立」に関する広報

公正な採用選考に関する啓発広報を全国紙及び地方紙等に掲載（平成25年9月10日ほか）

オ HIV感染者やハンセン病患者等の人権に関する啓発広報

(ア) 政府広報により、「ストップエイズ」の突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙）に掲載（平成25年9月10日ほか）

ク紙・地方紙)に掲載(平成25年5月27日~6月2日)

- (イ) 全国版の小学生新聞「朝日小学生新聞」(平成25年8月21日)及び中学生新聞「朝日中学生ウイークリー」(同月18日)にハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」の記事等を掲載(42頁参照)

カ 刑を終えて出所した人の人権に関する広報

政府広報により、「社会を明るくする運動」に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」、点字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載(平成25年5月)

キ 犯罪被害者等の人権に関する広報

政府広報により、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」(平成25年法律第33号)等の施行の突出し広告を全国の新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)に掲載(平成25年12月23日~29日)

ク 北朝鮮による日本人拉致問題に関する広報

- (ア) 政府広報により、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録(平成25年11月)
- (イ) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広告を地方紙(52紙)に掲載(平成25年11月1日~12月14日)
- (ウ) 政府広報により、北朝鮮による日本人拉致問題の突出し広告を全国の新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)に掲載(平成25年11月12日~17日、21日)

ケ 全国中学生人権作文コンテストに関する啓発広報

全国中学生人権作文コンテストに関する記事及び啓発広告を地方紙(52紙)に掲載(平成25年11月1日~12月14日)



徳島新聞 平成25年12月8日付掲載

全国中学生人権作文コンテストに関する新聞記事・啓発広告



河北新報 平成25年12月7日付掲載

コ 第65回人権週間にに関する啓発広報

- (ア) 人権シンポジウム「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか」の特集記事及び同週間にに関する啓発広告を読売新聞に掲載（平成25年11月30日）
- (イ) 政府広報により、同週間にに関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成25年11月）
- (ウ) 同週間にに関する啓発広告を「朝日小学生新聞」及び「朝日中学生ウイークリー」に掲載（平成25年12月1日）
- (エ) 同週間にに関する啓発広告を「文藝春秋」平成26年1月号に掲載

サ 東日本大震災に関する啓発広報

人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」の特集記事及び啓発広告を読売新聞に掲載（平成25年10月12日～14日）



人権週間にに関する新聞記事・啓発広告（読売新聞）



人権週間にに関する新聞広告
(朝日小学生新聞・朝日中学生ウイークリー)



人権シンポジウムに関する新聞記事・啓発広告（読売新聞）

6 インターネットの活用

(1) 法務省では、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)において、各種人権関係情報を掲載するとともに、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報を提供している。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページ (<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>)を開設している。

「人権教育・啓発に関する基本計画」については、法務省 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>) 及び文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016.htm) に全文を掲載し、内容の周知を図っている。

また、ホームページ以外でも、インターネットを活用した周知・啓発を行っている。

平成25年度は、以下の取組を実施した。

ア インターネット広告等の実施

- (ア) ハンセン病に関する正しい知識と理解を促すとともに、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を周知するバナー広告（平成25年7月8日～21日）
- (イ) いじめ等の子どもの人権問題に関するバナー広告を実施（平成25年9月2日～10月2日）
- (ウ) インターネット上における人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたバナー広告を実施（平成25年10月29日～12月9日）
- (エ) アイスの人々に対する国民の理解を促すバナー広告を実施（平成25年11月18日～12月8日）
- (オ) 各種人権課題に関する特設ページをYahoo! JAPAN「注目の商品・サービス」に掲載した（平成25年12月2日～29日）
- (カ) Yahoo! JAPAN「プライムディスプレイ」に(オ)の特設ページにリンクしたバナー広告を実施（平成25年12月2日～10日）
- (キ) GyaO! ネットワークの視聴プレイヤー内のインターネットCMに腹話術師いっく堂氏による人権啓発スポット映像「人権週間って何？」ほかを掲載（平成25年12月2日～平成26年2月28日）
- (ク) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知を目的としたバナー広告を実施（平成25年12



人権啓発活動ネットワーク協議会
ホームページ

月9日～15日)

- (ヶ) 外国人の人権問題に関するバナー広告を実施(平成26年3月3日～9日)

イ 人権啓発スポット映像の動画サイトにおける配信

腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像全8編(人権一般、人権週間、東日本大震災、高齢者、障害のある人、女性、子ども、インターネット)をYouTube法務省チャンネルに配信している。

ウ 政府広報オンライン等の活用

- (ア) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料コーナー(月間・週間)」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施(平成25年6月24日～30日)

- (イ) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料コーナー(月間・週間)」「お役立ち情報」及び「数字で日本が見えてくる」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施(平成25年9月9日～15日)

- (ウ) 政府広報オンライン「お役立ち記事」に、高齢者・障害者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先を案内することを目的とした記事を掲載(平成25年9月5日)

- (エ) 政府広報オンライン「お役立ち情報」のHIV・ハンセン病に関する正しい知識の啓発を目的とした記事を更新(平成25年10月21日)

- (オ) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料コーナー(月間・週間)」及び「数字で日本が見えてくる」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施(平成25年11月18日～24日)

- (カ) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知を目的として、インターネットテキスト広告を実施(平成25年12月9日～15日)

- (2) 政府広報では、上記(1)ウに加え、以下の広告・記事を掲載した。

- ア デフリンピック(聴覚障害者のオリンピック)に関する啓発を目的として、政府インターネットテレビに動画を掲載(平成25年5月2日)したほか、インターネットテキスト広告を実施(同月13日～19日、7月22日～28日)

- イ 「ストップエイズ」の周知を目的として、政府広報オンライン「お役立ち情報」に記事を掲載(平成25年5月31日)

- ウ 人身取引の防止の周知を目的として、インターネットテキスト広告を実施(平成25年6月3日～9日、11月11日～17日)

- エ アイヌの人々に対する理解を深めるための「イランカラブテ」キャンペーンの周知を目的として、政府インターネットテレビに動画を掲載(日本語は平成25年8月8日、英語、中国語及び韓国語は平成26年1月31日、ロシア語及びタイ語は同年2月5日)

したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成25年8月12日～18日）

オ 児童虐待防止推進月間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料（月間・週間）」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成25年10月28日～11月3日）

カ 「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料（月間・週間）」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成25年11月11日～17日）するとともに、政府インターネットテレビに動画を掲載（同月19日）

キ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料（月間・週間）」及び「お役立ち情報」（平成25年11月18日）に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施（同月25日～12月1日）

ク 犯罪被害者週間の周知を目的として、政府広報オンライン「広報資料（月間・週間）」に記事を掲載したほか、モバイル携帯端末サイト等による広告を実施（平成25年11月25日～12月1日）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律等の施行周知を目的として、政府インターネットテレビに動画を掲載（平成25年12月5日）したほか、政府広報オンライン「お役立ち情報」に記事を掲載（同月20日）

ケ 障害者週間にに関する啓発を目的として、政府広報オンライン「広報資料（月間・週間）」に記事を掲載したほか、モバイル携帯端末サイト等による広告を実施（平成25年12月2日～8日）

コ 再犯防止の周知を目的として、インターネットテキスト広告を実施（平成26年3月17日～23日）

(3) 厚生労働省では、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）において、高齢者、障害のある人、HIV感染者、ハンセン病患者・元患者等に関する施策についての情報及び資料を掲載して、それぞれの施策の普及を図り、国民的理解を深めるよう努めている。

ア 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）

イ エイズ予防情報ネットのホームページ（<http://api-net.jfap.or.jp/>）

ウ ハンセン病に関する情報ページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html）

エ 世界エイズデーに向けたキャンペーンイベント（平成25年11月21日、24日）の模様をインターネットを通じて配信

(4) 外務省では、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>）において、世界人権宣言、主要人権条約、人権関連文書等に関する情報を提供している。

(5) 内閣官房では、北朝鮮による拉致問題ホームページ（<http://www.rachi.go.jp/>）において、広く国民に対して、拉致問題の解決に向けた政府の取組に関する情報を提供している。また、12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に「ふるさとの風コンサート～『北朝鮮拉致被害者』救出を誓う音楽の集い～」を開催した際には、会場の模様をインターネットでライブ配信とともに、同ライブ配信の映像・音声を活用したパブリックビューイングを全国約30か所の会場で実施し、広く国民に対して視聴の機会を提供した。

▶ 7 交通機関の活用

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広報

全国の法務局の本局所在地の主要駅を路線とするJR及び大都市圏の私鉄・地下鉄等の車内に啓発週間を周知する中吊り広告を掲出（平成25年12月6日～16日）

(2) 地方公共団体へ委託して行う啓発活動（地域人権啓発活動活性化事業）

ラッピングバスの運行等、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施

(3) 法務省の人権擁護機関による調査救済制度等に関する広報

首都圏及び関西の主要駅を路線とするJR及び首都圏の一部地下鉄の車内に設置された広報用ビジョンに法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのスポット映像「水があふれる前に」及び「あなたは大丈夫？」を放映（平成25年9月9日～平成26年3月16日）

▶ 8 民間のアイディアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センターに対し、啓発活動の推進に効果的な人権啓発教材の作成、人権啓発ビデオの制作、人権シンポジウム等の開催等各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師に招き、啓発活動に関する助言等を行っている。

▶ 9 国民の積極的参加意識の醸成

(1) 全国中学生人権作文コンテスト

法務省の人権擁護機関では、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くこ

とによって、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している（6頁参照）。

多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

(2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施

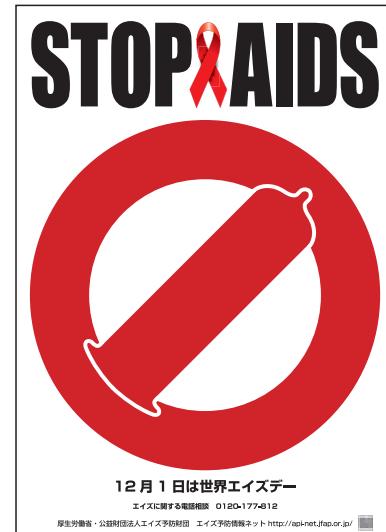
厚生労働省では、HIV/AIDSの正しい知識の普及啓発を目的として「世界エイズデー」ポスターコンクールを実施した。小学生の部32点、中学生の部153点、高校生の部230点、一般の部160点の応募があった。

最優秀作品は、世界エイズデーの普及啓発用ポスターに使用され、全国各地に掲示され、エイズについて理解を深めてもらうよい機会となっている。

(3) ふるさとの風コンサート及び演劇「めぐみへの誓い—奪還—」の開催

拉致問題対策本部では、国民の拉致問題への关心と認識を深めるための取組として、「ふるさとの風コンサート～『北朝鮮拉致被害者』救出を誓う音楽の集い～」を開催した（48頁参照）。出演者と聴衆双方にとって拉致問題に関して理解を深めるよい機会となった。

また、新たな試みとして、拉致問題啓発演劇公演「めぐみへの誓い—奪還—」を平成26年3月に新潟市で開催した（50頁参照）。これにより、若い世代の拉致問題への認識・理解を深めることができた。



12月1日は世界エイズデー

エイズに関する電話相談 0120-1774012

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財团 エイズ予防情報ネット <http://aids-net.jpap.or.jp/>

ポスター

「平成25年度『世界エイズデー』」

第2章

人権教育・啓発
基本計画の推進

政府は、これまで、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところ、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定によって策定（平成23年4月1日一部変更）したことから、同計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策を推進している。平成25年度においても、同計画を踏まえ、法務省、文部科学省を始め各府省庁において、本報告書に記載されている各種施策に取り組んできた。

今後とも、同計画が掲げている人権教育・啓発の基本的な在り方、人権教育・啓発の推進方法等に基づき、人権教育・啓発の施策の推進に向け、各府省庁間の緊密な連携の下、引き続き必要な施策を推進したい。

本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、性的指向を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動（51頁参照）、ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（51頁参照）、性同一性障害者の人権（52頁参照）、人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応（52頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権啓発（54頁参照）に関する施策について報告した。

これらの人権課題への取組は、引き続き行うべき重要な事項ではあるが、今後、本報告で報告した人権課題への取組のほか、新たな人権課題が生起し、政府の取組が求められることも考えられる。政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たな人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。

最後に、人権課題に対する政府の取組について、引き続き、現状分析と不断の見直しを行い、一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。

参考資料

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号) 資-2

2 人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日一部変更) 資-3

※参考資料掲載アドレス一覧 資-26

参考資料1

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を

提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日一部変更)

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法

が5年間の时限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためにには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

（1）基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する

様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るために当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団

体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要な課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要な課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着して

いないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりではなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまで各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係

団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようになることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす」よう指導することとされてい

る。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例え法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないとい

うことを、子どもたちに示していくことが大切である」とことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に

啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的取り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的取り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な取り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確實に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民

に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るために、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となつては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に發揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にか

かわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のようないくつかの施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るために、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振

興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であるとともに他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般

的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を鍛磨する上で、大

きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などをふまえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固有的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯

罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が國のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国連を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを

- 支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関する深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- (3) 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- (4) 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- (5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- (6) 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- (7) 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- (8) 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- (9) 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- (10) 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- (11) 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- (12) 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかる国際的取組に対して協力する。(外務省)
- (2) 子ども
- 子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。
- しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。
- このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82

号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い合わせていくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関する深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒につ

いては、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（厚生労働省、文部科学省、警察庁）
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所

において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウイーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各國において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 高齢者の人権についての国民の認識と理解

を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者的人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な

連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極

的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。(内閣府)
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見のは正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務

局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進してきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るために人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策に

ついて(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)

- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい

認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るために、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる

外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)

- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ④ 外国人の人権問題の解決を図るために、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏

見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を

通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)

- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完

治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しい更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳

しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとっ

て有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
 - ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。
- (文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題

や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができるところから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作

成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれ

ば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・

資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができる、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が國の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等

において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広

く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用ができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るために、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めと

する各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が國の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

参考資料掲載アドレス一覧

| 参考資料 | アドレス |
|--|--|
| 人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年3月15日閣議決定(策定)、平成23年4月1日閣議決定(一部変更)) | http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html |
| 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部) | http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html |
| 世界人権宣言 (昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択) | http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/ |
| 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 (平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申) | http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html |
| 法務省の人権擁護機関が行った啓発広報活動実施結果(平成25年度) | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken121.html |
| (公財)人権教育啓発推進センターにおける平成25年度の事業概要 | http://www.jinken.or.jp/ |
| 都道府県等が人権啓発活動地方委託事業として行った啓発広報活動例 (平成25年度) | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00011.html |
| 人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会設置状況 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken123.html |
| 人権啓発活動地域ネットワーク協議会設置状況 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken124.html |
| 都道府県人権擁護委員連合会一覧表 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html |
| 人権擁護委員協議会一覧表 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html |
| 常設人権相談所所在電話番号一覧 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html |
| 女性の人権ホットライン電話番号一覧 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken66.html |
| 配偶者暴力相談支援センター | http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/01.html |
| 労働局雇用均等室所在地一覧 | http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/ |
| 子どもの人権110番 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html |
| 全国児童相談所一覧 | http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/h25.html |
| 外国人のための人権相談所一覧 | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html |
| インターネット人権相談受付窓口 | (パソコン) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html (携帯電話) https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html |
| 平成25年における「人権侵犯事件」の状況について(概要) | http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00176.html |

人権教育・啓発白書

(平成26年版)

平成26年6月13日 発行

編 集 法 務 省

〒100-8977

東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03 (3580) 4111 (代表)

文 部 科 学 省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL 03 (5253) 4111 (代表)

発 行 勝 美 印 刷 株 式 会 社

〒112-0002

東京都文京区小石川 1-3-7

TEL 03 (3812) 5201

落丁・乱丁本はお取り替えします。